

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定に準じて、大館警察署改築事業に関する実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定に準じて公表する。

令和 8 年 2 月 16 日

秋田県知事 鈴木 健太

大館警察署改築事業
実施方針

秋田県

令和8年2月16日

《目 次》

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 事業者選定の方法	4
2. 選定事業者の募集及び選定の手順	4
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担	11
2. 提供されるサービス水準	11
3. 選定事業者の責任の履行に関する事項	11
4. 県による事業の実施状況の監視	11
第4 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1. 立地に関する事項	13
2. 施設計画の考え方	14
第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	15
4. その他	15
第6 その他事業の実施に関し必要な事項	16
1. 議会の議決	16
2. 使用言語及び通貨	16
3. 情報提供	16
4. 応募に伴う費用負担	16
5. 問合せ先	16
別紙 リスク分担案	17

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大館警察署改築事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設の種類の種類

警察施設

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称

大館警察署

大館警察署新庁舎（以下「新庁舎」という。）、車庫棟（以下「新車庫」という。）及び新庁舎の外構等を「本施設」という。本事業の整備対象施設は、本施設とし、本施設の敷地を「事業対象地」という。

また、本事業の解体対象施設は、大館警察署現庁舎（以下「現庁舎」という。）、現車庫A棟、現車庫B棟、現霊安室棟及び現庁舎の外構等とし、「解体施設」という。

表1 本事業の対象施設

本施設	大館警察署新庁舎
	車庫棟
	新庁舎の外構等
解体施設	大館警察署現庁舎
	現車庫A棟
	現車庫B棟
	現霊安室棟
	現庁舎の外構等

(4) 公共施設等の管理者の名称

秋田県知事 鈴木 健太

(5) 本事業の目的

昭和53年に建設された現庁舎について、築後約47年が経過し、老朽化や狭隘化等の問題が生じていることから、早急な建替えが必要であるため、現在地での建替えを行うこととしている。

また、本事業においては、設計・施工一括発注方式（DB方式）を活用して、効率的かつ効果的に本施設の設計及び建設を行い、県の事務手続きの負担軽減等、警察活動の一層の向上に資することを目的とする。

(6) 事業内容

本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）は、以下の業務を行う。

対象施設ごとの業務範囲、県と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の「大館警察署改築事業 要求水準書（案）」（以下「要求水準書（案）」という。）に示すとおりである。

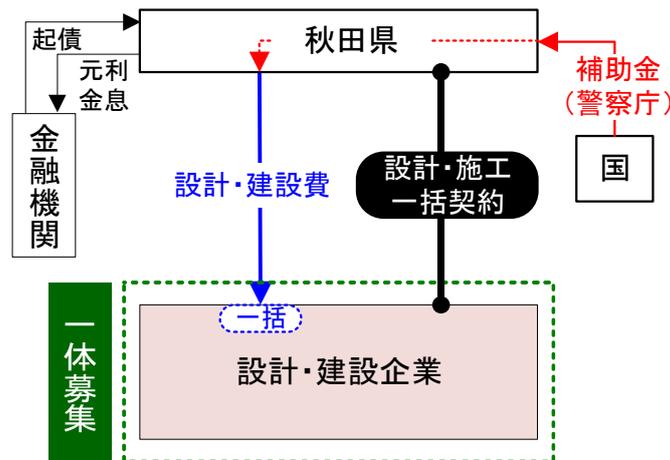
ア 施設整備業務

- a. 設計業務
- b. 建設業務
- c. 工事監理業務

イ 解体業務

(7) 事業方式

本事業は、県と契約を締結した選定事業者が、県と本事業に係る設計・施工一括契約を締結し、本施設の設計及び建設を行った後、県に施設を引き渡す、設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施する。



(8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工一括契約締結日から令和13年3月31日までとする。

① 施設整備業務

設計・建設期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとし、新庁舎等の整備、現庁舎等の解体及び新庁舎の外構等、全ての工事を令和13年3月31日までに完了する。

② 解体業務

新庁舎及び新車庫の建設用地確保に当たって、事業期間中に段階的に解体を行うものとし、現庁舎の解体は、新庁舎への移転・仮使用認定を受けた後に行うものとする。

(9) 選定事業者の収入

県は、選定事業者が実施する業務の対価として、それぞれの業務費を支払う。

県は、施設整備業務及び解体業務に係る対価については、各業務の実施年度に合わせて支払う予定である。具体的な支払い方法等については、入札公告時に提示する。

(10) 本事業の契約に関する手順

県は、本事業を実施するため、選定事業者との間で仮契約を締結し、県議会の議決をもって、設計・施工一括契約を締結する。選定事業者は、当該設計・施工一括契約に基づいて本事業を実施する。

設計・施工一括契約書の詳細は、入札公告時に示す。

(11) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令等）及び条例等（条例、規則等）を遵守すること。

具体的な関係法令等については、別添の「要求水準書（案）」に示すとおりである。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の方法

本事業は、設計業務及び建設業務を通じて、事業者に効率的・効果的に質の高いサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、業務費をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争力の担保及び透明性の確保に配慮した上で、「総合評価一般競争入札」を採用することとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定の対象であり、入札手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

2. 選定事業者の募集及び選定の手順

(1) 選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、県は、落札者を決定せず、入札手続の執行を中止する場合がある。

表 2 選定の手順及びスケジュール

日程（予定）		内容
令和8年	2月16日（月）	実施方針・要求水準書（案）の公表
	3月2日（月） ～4日（水）	直接対話1回目
	3月12日（木）	質問受付（実施方針・要求水準書（案）について）
	4月6日（月）	質問回答の公表（実施方針・要求水準書（案）について）
	5月中旬	入札公告
	5月下旬	現地説明会
	6月上旬	直接対話2回目
	6月中旬	質問受付（入札説明書等について）
	7月中旬	質問回答の公表（入札説明書等について）
	7月下旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
	8月中旬	参加資格確認結果の通知
	8月下旬	質問受付（入札説明書等について）
	9月中旬	質問回答の公表（入札説明書等について）
	10月中旬	提案書受付
11月中旬	落札候補者決定	
12月中旬	設計・施工一括（仮）契約締結	
令和9年	2月下旬	設計・施工一括契約議決

(2) 応募手続等

① 直接対話1回目の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、入札説明書等の公表に先立ち、県と民間事業者との直接対話を実施する。

日時	令和8年3月2日(月) 9時30分～17時00分 令和8年3月3日(火) 9時30分～17時00分 令和8年3月4日(水) 9時30分～17時00分 直接対話1回目への参加申込者に対して、別途、県から開催案内(開催時間、対話時の県からの質問事項及び県への事前質問の受付等)を通知する。 ※1社当たり1時間程度を予定
場所	秋田県警察本部 〒010-0951 秋田県秋田市山王4丁目1-5
申込期限	令和8年2月24日(火) 17時まで
申込方法	別添資料1「直接対話1回目参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第6.5.問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「大館警察署改築事業・直接対話1回目参加申込 ●●」(●●は提出企業名)とする。
参加人数	1社4人以内とする。 ※実施方針及び要求水準書(案)の共通理解を図り、各社の意見等を個別に把握するため、1社ごとの対話を実施する。
対話内容	原則、非公表とする。 ※対話結果は県の判断により、入札説明書に反映する。
留意事項	当日は公表資料(実施方針、要求水準書(案))の配布を行わないため、応募者において持参すること。

② 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付締切	令和8年3月12日(木) 17時まで
提出方法	別添資料2「大館警察署改築事業 実施方針等に関する質問及び意見」に記入し、上記の期間で「第6.5.問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「大館警察署改築事業 実施方針等に関する質問及び意見 ●●」(●●は提出企業名)とする。 ※ファイル形式は、Excelファイルのまま送付すること。
回答公表日時	令和8年4月6日(月)(予定)
公表方法	提出されたすべての質問については、原則として、県警ホームページを通じて公表する。なお、意見についての回答は行わない。

③ 本事業の業務内容に係る資料の交付・閲覧

本事業の業務内容に係る資料（要求水準書（案）添付資料一式 等）の交付・閲覧方法は、以下のとおりとする。

なお、交付・閲覧可能な資料については、「要求水準書（案）」を参照すること。

交付・閲覧日時	令和8年2月16日（月）～令和8年4月13日（月） 9時～12時、13時～17時 ※土日、祝日は除く
交付・閲覧方法	別添資料3「資料の交付・閲覧に係る申込書・誓約書」に記入し、「第6 5. 問合せ先」に示すE-mail 宛に事前送付する。 資料の交付は対面形式を原則とし、CD-ROMにて貸与する。 要求水準書（案）添付資料の関連書類（原本）は「第6 5. 問合せ先」の窓口にて閲覧のみとする。

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とし、応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

なお、参加資格要件の詳細は、入札公告時に示す。

① 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 用語の定義

特定共同企業体	本事業に応募する企業グループの各企業（設計企業、建設企業、工事監理企業、解体企業）が組成する共同企業体をいう。
特定建設工事共同企業体	本事業に応募する企業グループのうち、建設企業と解体企業が組成する共同企業体をいう。
構成員	入札参加グループを構成する企業であり、企業グループから業務を直接受託するものをいう。
代表企業	構成員のうち、応募手続を代表して行い、かつ、特定建設工事共同企業体における共同企業体出資比率が最も高い企業をいう。
設計企業	構成員のうち、設計業務を行う企業をいう。
建設企業	構成員のうち、建築業務を行う企業をいう。
工事監理企業	構成員のうち、工事監理業務を行う企業をいう。
解体企業	構成員のうち、解体業務を行う企業をいう。

イ 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとし、構成員の中から代表企業を定める。

ウ 解体企業は構成員に含めず、建設企業の下請け企業として参加することを可とする。

エ 応募者は、特定共同企業体を分担施工方式（乙型JV）により組成するものとする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、共同施工方式（甲型JV）を基本とする。

オ 建設業務及び解体業務について共同企業体を結成する場合は、その構成員数は2者又は3者により構成されるものとする。

カ 複数の要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができる。

※ただし、建設企業、解体企業及び工事監理企業については、同一の者とするは認めない。
また、資本面又は人事面において関連がある場合も同様とする。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。(以下同様とする。)

キ 参加表明書の提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を承認した場合は、この限りではない。

ク 参加表明書の提出以降、入札参加者となる構成員は、同時に他の構成員となることはできない。

ケ 応募者の全ての構成員は、県の入札参加資格審査により指定業者に登録しなければならない。ただし、本事業に応募する者が指定業者に登録していない場合、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日までに、入札参加資格登録手続を完了させること。

② 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

応募者の構成員は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。また、応募者の構成員は、以下の事項を満たすこと。

- a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- b. 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- c. 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- d. 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
- e. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- f. 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- g. 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がない者であること。

なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・八千代エンジニアリング株式会社

- h. 選考委員（(5)で示す選考委員会の委員）の所属する企業ではないこと及びその企業と資本面又は人事面において関係がない者であること。※選考委員は、入札公告時に公表予定である。

イ 設計業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 設計業務のうち、「建築設計」を担当する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b. 最新の秋田県の建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿において「建築一般」の登録を有していること。
- c. 平成18年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が2,000㎡以上の庁舎又は事務所の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して行う場合にあつては、設計業務を担う主たる者1者以上が当該要件を満たしていること。

ウ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 担当する建設業務に係る令和8年度に有効な秋田県一般競争入札参加資格者名簿等に登録されていること。ただし、建設業務を担う主たる者1者以上は「建築工事」の資格を有していること。
- b. 担当する建設業務に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- c. 平成18年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、1棟の延べ面積が2,000㎡以上の庁舎又は事務所の建築工事（新築に限る）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。
- d. 建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が上記c.の要件を満たすこと。

エ 工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 工事監理業務のうち、「建築工事の工事監理」を担当する場合は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b. 最新の秋田県の建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿において「建築一般」の登録を有していること。
- c. 平成18年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が2,000㎡以上の庁舎又は事務所の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。

オ 解体業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- b. 令和8年度に有効な秋田県一般競争入札参加資格者名簿の「解体」に登録されていること。
- c. 平成18年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が1,000㎡以上の建物の解体業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して行う場合にあつては、解体業務を担う主たる者1者以上が当該要件を満たしていること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、令和8年7月下旬を予定する。具体的な時期については、入札説明書において公表する。

(5) 審査及び選定に関する事項

① 審査に関する基本的な考え方

- a. 審査は、学識者等で構成する本事業に係る事業審査会（以下「審査会」という。）にて行うものとし、審査会の委員及び審査会で定める事業者選定基準は、入札説明書と併せて公表する。
- b. 審査会において、入札価格並びに施設整備計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- c. 最優秀提案者を選定するまでの間に、応募者の構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

② 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

イ 提案審査

入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに施設整備計画等を総合的に審査する。

③ 選定事業者の決定

県は、審査会における選定結果を基に、選定事業者を決定する。

ただし、選定事業者の構成員が設計・施工一括契約締結前に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限、又は競争入札参加資格者指名停止事務処理要領等に基づく指名停止を受けた場合には、県は選定事業者と設計・施工一括契約を締結しないことができる。

④ 選定事業者を選定しない場合

募集において、応募者がいない、又はいずれの応募者も公的財政負担の縮減等が見込めない等の理由により、本事業を実施することが妥当でないと判断された場合には、選定事業者を選定せず、取り消すこととする。

⑤ 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、県警ホームページを通じて公表する。

(6) 提案書の取扱い

① 著作権

応募者が提出した提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときは、県は選定事業者の確認を得

た上で、選定事業者の提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の客観的評価の公表以外に原則として使用しない。なお、本提案書は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予測されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担案」によることとし、選定事業者からの質問・意見の結果を踏まえ、必要な事項については、入札説明書の公表時にあわせて公表する設計・施工一括契約書（案）において明らかにする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書（案）に提示する。

3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、入札説明書と併せて公表する設計・施工一括契約書（案）に基づき作成された設計・施工一括契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、設計・施工一括契約締結に当たっては、契約の履行を確保するため、契約保証金等の方法による設計・施工一括契約の保証を行うことを想定している。

4. 県による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

県は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

① 基本設計・実施設計時

県は、選定事業者によって行われた設計が県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

② 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の確認を行う。

③ 工事施工完了時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

(4) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が達成されていない場合は、業務の対価の支払いの延期や減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。詳細は、設計・施工一括契約に定める。

第4 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

事業対象地の立地条件は、以下のとおりである。

表 3 事業対象地の立地条件

施設名称	大館警察署庁舎
住所	秋田県大館市根下戸新町1番70号
都市計画情報	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内 ・準工業地域、防火指定なし（建築基準法第22条指定区域） ・日影規制あり（高さが10メートルを超える建築物） ・立地適正化計画区域
敷地面積	9,214.55 m ²
建築面積／延床面積	庁舎：919.01 m ² ／2,408.93 m ² 車庫（2棟の合計）：367.11 m ² ／577.62 m ²
建築構造	庁舎：鉄筋コンクリート造 車庫：鉄骨造
階数	庁舎：地上3階 車庫（東側）：地上1階　車庫（西側）：地上2階
容積率／建蔽率	200％／60％
災害リスク等	・ハザードマップでの指定なし
道路状況	・北側の前面道路は国道7号で、西は北秋田市・田代町方面、東は大館市内・鹿角市方面へ至る主要な道路である。



出典：国土地理院

図 1 事業対象地の位置図

2. 施設計画の考え方

施設内容、規模、配置等は、要求水準書（案）を参照すること。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 選定事業者の提供するサービスが、設計・施工一括契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、県は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、県は設計・施工一括契約を解除することができる。
- (2) 選定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、設計・施工一括契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は設計・施工一括契約を解約することができる。
- (3) (1)又は(2)の規定により県が設計・施工一括契約を解約した場合、選定事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 設計・施工一括契約で定める県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、選定事業者は設計・施工一括契約を解約することができるものとする。
- (2) (1)の規定により選定事業者が設計・施工一括契約を解約した場合、県は、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由、その他、県又は選定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、県及び選定事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、県及び選定事業者は、設計・施工一括契約を解約することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、設計・施工一括契約に定める。

第6 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

- ・本事業に当たり、その予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を、令和8年第1回定例会に提出する予定である。
- ・設計・施工一括契約締結に関しては、令和9年第1回定例会に議案を提出する予定である。

2. 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

3. 情報提供

情報提供は、適宜、県警ホームページを通じて行う。

4. 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

5. 問合せ先

秋田県警察本部 警務部 会計課

〒010-0951 秋田県秋田市山王4丁目1-5

電話：018-863-1111（内線2254, 2259, 2265）

E-mail：keimubukaikeika@pref.akita.lg.jp

別紙 リスク分担案

リスクの種類	リスクの内容	損失の例	リスク分担案 ○：主 △：従		リスク分担の考え方
			県	選定事業者	
公募資料リスク	事業者公募資料の誤り又は変更によるもの	・ 公募資料の誤りによる計画変更に係わる費用負担の増減	○		公募資料に係わるリスクは、県が負担する。
法令等の変更リスク	法令(税制含む。)の変更によるもの	・ 法律・制度等の変更に伴う民間事業者の費用負担増減 ・ 法人税、消費税、固定資産税等の税制改正による民間事業者の税負担の増減	○		法律・税制改正による民間事業者の費用負担増加については、県がリスクを負担する。
許認可取得リスク	本事業遂行のための許認可の取得に関するもの	・ 建築確認、消防、その他事業に必要な許認可が下りないことによる費用負担	△	○	建築確認、消防等の認可申請は民間事業者の負担で行うが、県はこれに伴う協力をを行う。
本事業の中止・延期に関するリスク	県の責めに帰すべき事由によるもの(県の債務不履行、議会の不承認によるもの等)	・ 民間事業者の損失(損害賠償を含む。)	○		県の責めに帰すべき事由の場合は、県がリスクを負担する。
	民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの(民間事業者の事業放棄、破たんによるもの等)	・ 民間事業者のプロジェクト完工遅延、債務不履行等により県が被った損失(損害賠償を含む)		○	民間事業者の責めに帰すべき事由の場合は、民間事業者がリスクを負担する。
不可抗力リスク	天災・暴動等不可抗力によるもの	・ 天災等による施設の破損等	○	△	主として県が負担するが、民間事業者も一定の負担をする。
環境問題リスク	環境保全に関するもの	・ 有害物質の排出、漏洩等	△	○	県が行う業務に起因するものは県、民間事業者が行う業務に起因するものは民間事業者が負担する。
資金調達リスク	民間事業者が行う必要な資金の確保に関するもの(出資、借入等)	・ 契約後の資金調達条件の変更に伴う費用		○	資金調達は、民間事業者が負担する。
	補助金等、県が調達すべき資金の確保に関するもの	・ 補助金額の変更や支払遅延による、民間借り入れ金利の増加費用	○		県が実施すべき資金調達の不備等については、県が負担する。
設計変更リスク	県の提示条件・指示の不備、変更によるもの	・ 建設中の県による設計変更指示等による民間事業者の費用負担	○		県の指示、提示条件の不備等については、県が負担する。
	民間事業者の判断によるもの	・ 民間事業者の判断による設計変更に伴う費用負担		○	民間事業者の判断によるものは、民間事業者が負担する。

リスクの種類	リスクの内容	損失の例	リスク分担案 ○：主 △：従		
			県	選定事業者	
			リスク分担の考え方		
施工監理リスク	施工監理に関するもの	・ 民間事業者が行う施工監理のミスによる費用負担	○	○	民間事業者の施工監理ミスによるものは、民間事業者が負担する。
性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む。)によるもの	・ 完工検査における要求水準未達の場合の追加費用	○	○	要求水準未達の場合は、民間事業者の負担で施工のやり直しをする。
工事遅延リスク	県の責めに帰すべき事由によるもの	・ 県の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による完工遅延に伴う民間事業者の損失	○	○	県の指示等については、県が負担する。
	民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの	・ 民間事業者の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による完工遅延に伴う県の損失	○	○	民間事業者の判断によるものは、民間事業者が負担する。
工事費増大リスク	県の責めに帰すべき事由によるもの	・ 県の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による工事費増加	○	○	県の指示等については、県が負担する。
	民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの	・ 民間事業者の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による工事費増加	○	○	民間事業者の判断によるものは、民間事業者が負担する。
施設の損傷リスク	完工前の工事目的物や材料他、関連工事に関する損害	・ 完工前の施設損傷、その他公共施設に対する損傷	○	○	工事の責任は、民間事業者が負担する。
第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	・ 県の責めに帰すべき事由による建設工事中の事故、第三者への損害	○	○	県の指示等に起因する場合は、県が負担する。
	民間事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	・ 民間事業者の責めに帰すべき事由による建設工事中の事故、第三者への損害	○	○	上記以外は、民間事業者が負担する。
物価変動リスク	インフレ・デフレ	・ 建設工事期間中の材料費、労務費等の増減	○	△	建設期間中のインフレ・デフレによる工事費増減については、原則、入札時を起点とし物価指数に基づき見直しを行う。